

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和7年11月10日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

1. (監査の種類)

課 名 等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
各地区公民館 市文化体育施設・学習情報センター・市民図書館 芭蕉、清風歴史資料館 令和7年12月15日 措置報告	(団体会計) 4. 令和6年度定例監査において注意しているが、各団体会計において、繰越額が多くなっている。各世帯より集金を行う団体もあり、実施事業規模に応じ、収入の見直しを検討されたい。 (旅費) 1. 令和6年度管理番号20818、旅費の支払について旅行の最終日から3か月を超えて支払している。 2. 令和6年度管理番号20819、旅費の支払について旅行の最終日から3か月を超えて支払している。	(尾花沢地区公民館) 通年でない貸与物品購入に伴う支出や、物価高騰の影響を考慮し長期的な視点で検討していきたい。 (常盤地区公民館) 物価上昇や世帯減少の傾向にあり、その上で突発的な支出にも備える必要がある。それらを踏まえ長期的に検討していきたい。 (宮沢地区公民館) 旅費の対象外であると認識していた。必ず事前に旅費の対象となるか確認し、終了後には即時支払い手続きを行うよう徹底していきたい。